

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の対象者です！

1. 支給対象者

■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **6月28日（火）**、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、**受給拒否届出書**を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、**支給口座登録等の届出書**により振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※ 受給拒否届出書、支給口座登録等の届出書は五島市こども未来課窓口、各支所窓口にご用意しています。若しくは五島市HPまるごとダウンロードしてください。
受給拒否届出書、支給口座登録等の届出書提出締切：**令和4年6月21日（火）**

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ **厚生労働省 コールセンター**
0120-400-903
(受付時間：平日9:00～18:00)

■ **五島市役所こども未来課子育て支援班**
(五島市福江総合福祉保健センター3階)

「子育て世帯給付金」窓口

0959-74-5831



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込み詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。